

資料 4 - 1

公的弁護制度検討会について

1 開催状況

10回の会合を開催（平成14年2月28日～同15年6月10日）

2 議論の経過

別添1「公的弁護制度検討会における議論の概要について」参照。

3 主要な論点

検討会において議論されている主要な論点は、次のとおり。

(1) 公的弁護制度について

次の各たたき台記載のとおり（たたき台の項目一覧は、別添2のとおり）。

- ・ 「公的弁護制度について(1)」(資料4-2、第8回会合において公表)
- ・ 「公的弁護制度について(2)」(資料4-3、第9回会合において公表)

(2) 公的付添人制度について

次の資料記載のとおり（資料の項目一覧は、別添3のとおり）。なお、公的付添人制度に関するたたき台は、第11回会合において公表する予定。

- ・ 「第6回公的弁護制度検討会における論点（案）」(資料4-4、第6回会合において公表)

4 ヒアリングの実施

第7回会合、平成15年2月28日

説明者

財団法人法律扶助協会

警察庁

日本弁護士連合会

法務省刑事局

最高裁判所事務総局

5 意見募集の実施

広く国民の意見をうかがうため、以下のとおり、国民からの意見募集を実施した。

平成15年1月10日から同年3月20日まで、「被疑者・被告人の公的弁護制度の整備」について意見を募集したところ、150件の意見が寄せられた。

意見募集の結果については、集計の上、検討会に報告したほか、推進本部のホームページで公表している。

6 今後の予定など

(1) 平成15年7月8日に会合を予定。ここまでで、現在行っている、たたき台を素材とした議論をひととおり終える予定。

(2) 次回検討会で今後の進め方について委員の意見を聴き、了承が得られれば、同年9月以降に、数回の会合を開催する予定。

公的弁護制度検討会における議論の概要について

回数	主な内容
第1回（平成14年2月28日） ～第2回（同年5月7日）	当面の検討の在り方などについて議論
第3回（同年6月25日） ～第5回（同年10月29日）	公的弁護制度について、第1ラウンドの議論（新たな制度の骨組みに当たる大きな論点についての議論）
第6回（同年12月24日）	公的付添人制度について、第1ラウンドの議論
第7回（平成15年2月28日）	法律扶助協会、警察庁、日弁連、法務省刑事局、最高裁事務総局から、検討事項全般に関して、ヒアリング
第8回（同年4月1日） ～第10回（同年6月10日）	公的弁護制度について、第2ラウンドの議論（たたき台を素材とした、より細かな論点を含めた議論。未了）
第11回（同年7月8日）	公的弁護制度及び公的付添人制度について、第2ラウンドの議論（予定）

公的弁護制度について

- 1 被疑者に対する公的弁護制度の対象事件（身柄拘束の有無による限定）
- 2 請求による選任制度
- 3 職権による選任制度及び必要的選任制度の当否
- 4 その他弁護人の選任に関する事項
- 5 公的弁護制度下での弁護人の選任の始期及び選任の効力の終期
- 6 公的弁護制度の担い手である弁護士の確保方策
- 7 公的弁護制度下での弁護報酬の算定・支払
- 8 弁護費用の回収
- 9 公的弁護制度下での弁護活動の在り方
- 10 運営主体の在り方

公的付添人制度について

- 1 公的付添人制度の意義、必要性、留意点
 - (1) 少年事件の特殊性
 - (2) 公的弁護制度の対象に少年の被疑者をも含める場合のバランス
 - (3) 少年審判手続の構造
 - (4) 家庭裁判所調査官との役割分担
 - (5) 付添人の役割
 - (6) 付添人の給源となる弁護士の確保

- 2 少年の被疑者に対する公的弁護制度の在り方
 - (1) 公的弁護制度下での弁護人の選任要件（「資力が十分でないなど」）
 - (2) 公的弁護制度下における弁護人の選任の効力の終期（家裁送致された場合）